

静岡市景観条例(抜粋)

平成20年3月21日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、静岡市における良好な景観の形成に関し、基本理念を明らかにし、これに基づく市、市民及び事業者の責務その他の基本的な事項を定めるとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちの形成を図り、もって豊かで活力のある市民生活を実現することを目的とする。

第2章 景観計画及び景観計画重点地区 (景観計画重点地区)

第11条 市長は、景観計画において、景観計画の区域内にあって地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観計画重点地区(以下「重点地区」という。)として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めるときは、当該重点地区における法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めるときは、当該重点地区における良好な景観形成を図るために必要な施策を実施するものとする。

第5章 住民等による自主的な活動の促進 (重点地区景観形成協議会)

第32条 市長は、重点地区の住民が自主的に当該重点地区における良好な景観の形成を促進

するための活動を行うことを目的として設置した団体で、当該重点地区の良好な景観の形成に寄与すると認めるものを重点地区景観形成協議会として認定することができる。

2 前項の規定による重点地区景観形成協議会の認定は、次に掲げる事項のすべてに該当することを要件として行うものとする。

(1) 当該重点地区における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的とするものであること。

(2) 当該重点地区に存する土地、建築物等(建築物及び規則で定める工作物をいう。以下同じ。)又は広告物等(屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。以下同じ。)の所有者等の多数により組織されるものであること。

(3) 規則で定める事項を規定する規約が定められているものであること。

3 市長は、第1項の規定により認定した重点地区景観形成協議会が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、その他重点地区景観形成協議会として適当でなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第6章 表彰及び助成等 (助成等)

第37条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び地域景観資源の所有者等並びに重点地区景観形成協議会、景観まちづくり協議会、美しいまち静岡を推進する市民の会その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人又は団体に対し、予算の範囲内において、当該活動に要する費用の一部を助成し、又は必要な技術的援助を行うことができる。